

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成28年9月13日（平成28年（行情）諮問第580号），平成29年6月13日（平成29年（行情）諮問第243号）及び同年8月31日（平成29年（行情）諮問第355号及び同第356号）

答申日：平成30年1月17日（平成29年度（行情）答申第417号，同第419号，同第422号及び同第423号）

事件名：近畿経済産業局管内を所在地として設備認定された再生可能エネルギー発電設備に係る事業者名等が分かる文書の一部開示決定に関する件

近畿経済産業局管内を所在地として設備認定された再生可能エネルギー発電設備に係る事業者名等が分かる文書の一部開示決定に関する件

近畿経済産業局管内を所在地として設備認定された再生可能エネルギー発電設備に係る事業者名等が分かる文書の一部開示決定に関する件

近畿経済産業局管内を所在地として設備認定された再生可能エネルギー発電設備に係る事業者名等が分かる文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「旧再エネ特措法」という。）6条2項の規定に基づき，同法が施行された平成24年7月1日以降開示請求日までに，近畿経済産業局管内（福井県，滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県及び和歌山県）を設備の所在地として設備認定された，再生エネルギー発電設備に係る下記が判る文書，一覧若しくはリスト又は電子ファイルがあれば同物」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し，別紙に掲げる文書1ないし文書4（以下「本件対象文書」という。）を特定し，その一部を不開示とした決定については，審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは妥当である。

- ・ 発電事業者名，住所，電話番号
- ・ 旧再エネ特措法4条1項に定める特定契約に基づく再生可能エネルギー電気の供給開始の有無
- ・ 発電設備の区分

- ・発電出力
- ・設備の所在地
- ・廃止の有無

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年4月15日付け20160407公開近畿第5号、平成28年12月26日付け20161220公開近畿第1号、平成29年3月29日付け20170224公開近畿第1号及び平成29年4月28日付け20170421公開近畿第11号により近畿経済産業局長（以下「処分庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、それぞれ「原処分1」ないし「原処分4」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書（平成28年（行情）諮問第580号）

開示文書（福井県運転開始分）の不開示部分のうち、発電事業者が法人の場合の設置者電話番号（携帯電話番号）につき開示を求め、不開示文書（福井県以外）につき、そのうち法人事業者運転開始分については、平成28年度内に同様の開示を求める。

決定通知書記載の不開示理由は「発電事業者が法人等の場合にあつては、設置者電話番号（ただし携帯電話番号に限る）については、個人に関する情報であつて、直接あるいは他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別されうる情報であることから、法5条1号により不開示とした。」という。

しかし、携帯電話には法人契約もあり、発電事業者（設置者）が法人であれば、その携帯電話番号は法人契約であることが強く推認されるし、仮に個人契約であっても、法人発電事業者がその連絡先として「設置者電話番号」として申請記載した以上、その電話番号は個人に関する情報ではない。

以上より、本件処分のうち、法人発電事業者の携帯番号不開示は理由がなく、法人発電事業者で運転開始分については、全面公開されるべきである。

なお、福井県以外につき決定通知書では「残りの部分については、平成29年8月31日までに開示決定等を行う予定」としているが、法人発電事業者につき全面開示するのにそのような長期間は不要である。

そもそも本件公開請求は、平成27年7月29日付けであり、法10条及び11条に違反している。

(2) 審査請求書（平成29年（行情）諮問第243号、同第355号及び

同第356号)

開示文書（京都府及び大阪府の運転開始済み分並びに兵庫県、奈良県及び和歌山県の運転開始済み分）の不開示部分のうち、発電事業者が法人の場合の設置者電話番号（携帯電話番号）につき開示を求め、本件同一請求に対する未決定分につき、速やかに開示を求める。

決定通知書記載の非開示理由は「発電事業者が法人等の場合にあつては、設置者電話番号（ただし携帯電話番号に限る）については、当該法人等の構成員である担当者の情報であつて、法人等に関する情報であると同時に、構成員個人に関する情報である。これらの情報は、直接あるいは他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別されうる情報であるうえ、これを公にすることにより、当該法人等において本来の目的以外の電話を受ける等して当該法人等の適正な業務の遂行に重大な支障が生ずるおそれがある情報でもあることから、法5条1号ないし2号イに該当するため不開示とした。」という。

先ず、同一の情報（本件では携帯電話番号）が個人情報にも法人（営業）情報にも該当するなどという主張は、法（法に限らず条例も含めた情報公開制度）の不開示事由の趣旨目的を全く理解していないと言わざるを得ない。この主張自体、本件携帯電話番号が個人情報（法5条1号）でも法人（営業）情報（法5条2号）でもないことの証左である。

携帯電話の契約は個人でも法人でも可能であるところ、本件文書からは当該携帯電話の契約者の法人、個人の判別は不可能である。仮に法人契約の場合、本件文書の携帯電話番号が公開されても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれなど無いし、仮に個人契約としても、本件文書に記載された趣旨目的からして、個人情報性（「個人に関する情報であつて」）が無い。

正直なところ、法人発電事業者に関するこの携帯電話番号不開示は、法人事業者に関して全面開示はしたくない経済産業省の依怙地としか考えられない。法の原則公開の趣旨目的（法1条、法5条）に鑑み、このようなくだらない不開示理由にいちいち付きあわされるのにうんざりしている。

なお、本件請求は平成27年7月29日に為したもので、既に1年半または2年近くも時を浪費している。そして、その原因は、個人発電事業者について設置者住所と設備所在地を突合するという、経済産業省が勝手に設定した開示準則（但し、法の趣旨目的からすれば無意味な準則である）に基づく無駄な作業なのである。つまり、経済産業省は、無意味な目的のために無駄な作業に時間を浪費し、以て、国民の情報公開請求権を侵害しているのである。これは法10条及び11条の違反に他ならない。

3 意見書

(1) 意見書1 (平成28年(行情)諮問第580号)

ア 本件対象文書の不開示部分のうち、法人事業者につき、設置者電話番号(携帯電話番号)の開示を求めることについては、申請書に法人事業者の連絡先として記載された携帯電話番号は、あくまで当該法人の連絡先であって、携帯電話番号＝個人情報、という常識など無い。実際にも、携帯電話番号表記だけから「特定の個人を識別する」ことなどできない。携帯電話は法人契約も可能であり、申請書に担当者個人名と携帯電話番号が記載されているからといって、その携帯電話番号の電話がその担当者の所持、保有する携帯電話である保証などない。法人契約の携帯電話が社用として複数の担当者に所持、保有されるのは常態である。携帯電話が誰か個人に繋がるからといって、それが「特定の個人を識別できる」ということにはならない。処分庁は理由中で「法人の構成員に関する情報」などと姑息な言い換えをしているが、「法人の構成員に関する情報」は、特定の個人が識別できる情報ではない。処分庁の理由は荒唐無稽であり、万一、審査会において、このような処分庁の理由を認めるとすれば、世間の笑いものになることを覚悟されるべきである。

イ 本件開示請求に対する法11条の適用につき、諮問庁は、①著しく大量であること、②行政側の事務体制や事務量など縷々述べたうえ、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合と認められること、③特例延長を行いその理由も通知していること、④平成27年9月28日に相当部分の開示決定を行っていることを理由として述べるが、本件対象文書はエクセルデータで作成されており、処分庁の訴訟における説明によれば、近畿7府県の運転開始の有無によって14個のデータファイルに分けられ、合計約23万件である。これはデータとしては、大量とはいえず、開示方針さえ決めて要領よく処理すれば、決して「大量」でもなく、「事務の遂行に著しい支障が生ずる」ようなものではない。

行政が説明責任を果たすのは当たり前であるが、法11条の特例延長は、立法趣旨や各種解説等においてもせいぜい数カ月程度の延長しか予定しておらず、2年もの延長を認めることは、政府の怠慢を許すことになる。

また、平成27年9月28日に相当部分の開示を行っているとして諮問庁は主張するが、本件開示請求の全データ数約23万件に対し、本件審査請求対象の福井県は運転未開始3710件、運転開始済み4022件の合計7732件で、14個のデータファイルのうち最少2個にすぎない。処分庁が法期限内に開示したのは、全データの3

3. 8%にすぎない。

(2) 意見書2（平成28年（行情）諮問第580号）

ア 行政手続法8条違反

行政手続法8条により，決定通知書には，非開示の理由につき，該当事実とともに根拠規定を明示しなければならない。

しかるに，本件処分決定通知書には，2号イに関して何らの記載も無い。2号イの追加はいわゆる「後出しじゃんけん」であり，許されない。

イ 2号イ該当性がないことについて

2号イ該当事実として「一般に公表されていない電話番号である蓋然性が高く，これを公にすることにより，本来の目的以外の電話を受けるなどして，業務に重大な支障を生ずる」と主張する。

このような理由が2号イ「当該法人の権利，競争上の地位，その他正当な利益を害するおそれ」に該当しないことは明らかである。

ウ 1号と2号イの性質上択一関係

個人事業者について法5条は1号と2号イで択一的な規定の仕方をしていることに見られるとおり，同一の情報が同一の場面で個人情報でもあり事業情報でもあるという事態は性質上あり得ない。

処分庁は，法人事業者の届出携帯電話番号につき，1号該当性の主張では「当該発電事業者の特定の担当者個人へ直接繋がる電話番号である可能性が高く」と言い，今回2号イ該当性を主張するには「一般に公表されていない電話番号である蓋然性が高く」と言い，該当性判断の前提事実について勝手な憶測を都合よく使い分けているに過ぎない。

エ 結論

法人事業者の届出携帯電話番号は，当該法人が申請先の行政庁に自己の連絡先として公に届け出たものであるから，担当者個人の個人情報でもなければ，当該法人の権利や競争上の地位を害するおそれから秘匿されるべき情報でもない。

(3) 意見書（平成29年（行情）諮問第243号）

処分庁の平成29年6月12日付け理由説明書において，審査請求人の主張に対する反論部分は「5. 審査請求人の主張についての検討」の1頁余りに過ぎない。

法5条1号ないし2号の該当性について，「具体的に検討する」といいながら，その内容（第3の5（1））は従前からの抽象的主張の繰り返しであり，何ら「具体的」でないため，反論のしようもない。

また，法11条の適用についても，従前どおり自らの情報公開実施体制の不備を棚に上げての自分勝手都合の主張の繰り返しであり，これも

反論のしようもない。

特に審査会に申し上げたいのは、このような行政の勝手都合な理由による超長期延長が認められるようであれば、法の求める原則公開や公開の迅速性、ひいては行政の説明責任、憲法の定める国民の知る権利や表現の自由について、国民の権利擁護および行政監視を責務とする審査会の活券にかかわるものと思料されたい。

(4) 意見書（平成29年（行情）諮問第355号及び同第356号）

ア 法人事業者携帯電話の法5条1号非該当性

(ア) 法5条1号の解釈（構造）

法5条1号本文は、次の3つの個人情報の規定する。

a 個人識別情報

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの。

b 個人識別情報（モザイクアプローチ）

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く）であって、（当該情報それ自体で特定の個人を識別することはできないが、）他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの。

c 権利利益侵害情報

特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

(イ) 処分庁の主張（モザイクアプローチ個人情報該当性）

処分庁の主張は、上記（ア）bのモザイクアプローチ個人識別情報に該当するというものである。

しかし、モザイクアプローチ個人識別情報であっても、法5条1号本文冒頭の「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く）であって」の要件（以下「個人情報性要件」という）が掛けられており、先ず、個人情報性要件該当性が前提となる。

我が国の情報公開制度には、個人情報保護の規定の仕方に、プライバシー型と個人識別型があり、法は個人識別型を採用した。ただ、個人識別型は、不開示の範囲が必要以上に広がりすぎる危険が指摘され、また、しばしば、条文解釈の誤りや濫用に陥りがちである。

個人識別型規定であっても、保護の中核的部分はプライバシーである。モザイクアプローチの場合も、その趣旨は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く）であって」との要件を掛けられていることに示されている。

モザイクアプローチ個人情報であっても、先ず、そもそもその情

報が「個人に関する情報」といえるのかどうか、個人情報性要件が吟味されなければならない。

- イ 法人携帯電話番号は「個人に関する情報」ではないことについて「個人に関する情報」とは、その性質上、特定の個人との紐付けが想定される（紐の先の特定個人は不明として）ものでなければならない。

この点、携帯電話番号は、法人契約や事業使用もあるため、それだけでは「個人に関する情報」ではない。処分庁は、携帯電話＝特定個人所持という観念で主張するようであるが、電話対応が特定個人によって為されるのは固定電話も同じであり、携帯電話の個人所持は、パーソナルコンピュータの携帯性と同じく、電話機の種類の違いにすぎない。但し、携帯電話番号が氏名とともに記載されているような場合は、「個人に関する情報」となりうる。

また、「個人に関する情報」には「事業を営む個人の当該事業に関する情報」が除かれる。これは、法5条1号の保護の中核はプライバシーすなわち広的領域の保護である。事業情報は公的領域に属するからである。個人事業者の事業情報は法人情報とともに同条2号で保護される。このように、同条1号と同条2号は択一関係にある。同一の情報が同条1号にも同条2号にも該当することは有り得ない。個人か法人かは択一であり、個人の私的領域か公的領域かも択一である。

処分庁は、法人携帯電話番号につき、法5条1号とともに2号イの主張も加えたが、そのこと自体、携帯電話番号が個人情報でないことの証左である。

- ウ 処分庁主張における「議論の摩り替え」について

前記のとおり、処分庁は、本件設備リストの「設置者電話番号」は、認定申請書に添付させる「担当者の連絡先」の記載にもとづくから、法人事業者の「担当者個人」の個人契約の携帯電話であると主張する。

しかし、ここには議論の摩り替えがある。

処分庁が根拠とする「担当者連絡先」の書式を資料として提出する。これは、認定申請書の最初に付けて提出させている連絡票である。

「担当者の連絡先」と記載されているが、その①は「発電事業者（申請者）」、その②は「申請代行業者」である。申請代行業者とは、再エネ発電コンサルタント業者などである。本件設備リストの「設置者電話番号」は、これから転記されるというが、「設置者」電話番号であるから、「発電事業者（申請者）」欄に記載された電話番号が転記されるはずである。そこで、「担当者の連絡先①

『発電事業者（申請者）』欄を見ると、「住所」「氏名」「会社名」「部署名」「電話番号」「FAX番号」「メールアドレス」の記載欄がある。法人申請で、担当従業員がここに携帯電話番号を記載するとすれば、それは明らかに当該従業員の個人情報ではない。法人申請で、代表者が自分の携帯電話番号を記載することもあり得るが、それも代表者個人の個人情報ではない。

他方、本件設備リストには、「設置者電話番号」の他に「設置者企業名」（法人事業者の場合）「代表者名」「郵便番号」「設置者の住所」の記載項目はあるが、担当従業員の個人氏名の記載項目は無い。

そして、本件開示請求の対象文書は、本件設備リストのみであって、認定申請書類は関係ない。

以上より、本件設備リストで見た場合、「設置者電話番号」に携帯電話番号が記載されていても、それは「設置者企業名」等で特定される法人事業者の連絡先でしかない。

処分庁は、本件設備リストでは「設置者電話番号」であるものを、本件対象外の認定申請書類を持ち出したうえ、その「担当者の連絡先」から、「設置者」→「担当者」→「従業員個人」と、姑息な議論の摩り替えをしているのである。

（以下、添付資料省略。）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

- (1) 審査請求人は、平成27年7月29日付けで、法4条1項の規定に基づき、処分庁に対し、旧再エネ特措法6条2項の規定により平成24年7月1日から平成27年7月29日までの間に福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県を設備の所在地として設備認定された「再生可能エネルギー発電設備」について、その発電事業者名及び住所、電話番号、旧再エネ特措法4条1項に定める特定契約に基づく再生可能エネルギー電気の供給開始の有無、発電設備の区分、発電出力、設備の所在地並びに廃止の有無に係る情報が記載されたリストの開示請求を行い、処分庁は同日付けでこれを受理した。
- (2) 本件開示請求に対し、処分庁は、下記アないしカのとおり特定し、平成27年8月27日付けで、法11条の規定に基づき開示決定等の期限の特例延長の決定・通知を行い（延長後の期限：平成29年8月31日）、順次開示決定を行っているところである。

ア 第1回開示決定

処分庁は、平成27年9月28日付けで、開示請求があった日から60日以内に相当の部分の開示決定等として、法9条1項の規定に

に基づき、福井県を設備の所在地として設備認定された再生可能エネルギー発電設備の一部に係る本件開示請求情報が記載されたリストについて、法5条各号の不開示情報に該当する部分を除き、これを開示する決定を行った。

イ 第2回開示決定

処分庁は、平成28年4月15日付けで、法9条1項の規定に基づき、福井県を設備の所在地として設備認定された再生可能エネルギー発電設備の残りの部分（旧再エネ特措法4条1項に定める特定契約に基づく再生可能エネルギー電気の供給が開始されているもの）に係る本件開示請求情報が記載されたリストについて、法5条1号の不開示情報に該当する部分を除き、これを開示する決定を行った（原処分1）。

ウ 第3回開示決定

処分庁は、平成28年7月8日付けで、法9条1項の規定に基づき、滋賀県を設備の所在地として設備認定された再生可能エネルギー発電設備（旧再エネ特措法4条1項に定める特定契約に基づく再生可能エネルギー電気の供給が開始されているもの）に係る本件開示請求情報が記載されたリストについて、法5条1号の不開示情報に該当する部分を除き、これを開示する決定を行った。

エ 第4回開示決定

処分庁は、平成28年12月26日付けで、法9条1項の規定に基づき、京都府及び大阪府を設備の所在地として設備認定された再生可能エネルギー発電設備（旧再エネ特措法4条1項に定める特定契約に基づく再生可能エネルギー電気の供給が開始されているもの）に係る本件開示請求情報が記載されたリストについて、法5条1号ないし2号イの不開示情報に該当する部分を除き、これを開示する決定を行った（原処分2）。

オ 第5回開示決定

処分庁は、平成29年3月29日付けで、法9条1項の規定に基づき、兵庫県を設備の所在地として設備認定された再生可能エネルギー発電設備（旧再エネ特措法4条1項に定める特定契約に基づく再生可能エネルギー電気の供給が開始されているもの）に係る本件開示請求情報が記載されたリストについて、法5条1号ないし2号イの不開示情報に該当する部分を除き、これを開示する決定を行った（原処分3）。

カ 第6回開示決定

処分庁は、平成29年4月28日付けで、法9条1項の規定に基づき、奈良県及び和歌山県を設備の所在地として設備認定された再生

可能エネルギー発電設備（旧再エネ特措法4条1項に定める特定契約に基づく再生可能エネルギー電気の供給が開始されているもの）に係る本件開示請求情報が記載されたリストについて、法5条1号ないし2号イの不開示情報に該当する部分を除き、これを開示する決定を行った（原処分4）。

- (3) 原処分に対して、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、平成28年6月13日、平成29年3月10日及び平成29年5月31日付けで、経済産業大臣（以下「経済産業大臣」又は「諮問庁」という。）に対して、法5条1号ないし2号イに該当するため不開示とした発電事業者が法人等の場合の設置者電話番号（ただし携帯電話番号に限る）の開示を求めるとともに、本件開示請求の未決定分の速やかな開示を求める旨の審査請求を行った。
- (4) 本件審査請求を受け、諮問庁は、原処分の妥当性につき改めて慎重に精査したところ、本件審査請求については理由がないと認められたため、諮問庁による裁決で本件審査請求を棄却することにつき、諮問するものである。

2 審査請求に係る行政文書の概要

(1) 本件請求文書

本件開示請求の対象は、旧再エネ特措法6条2項の規定に基づき、同法が施行された平成24年7月1日以降平成27年7月29日までに、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県を設備の所在地として設備認定された再生可能エネルギー発電設備に係る下記事項（以下「特定事項」という。）が記載されたリストである。

- ・ 設備ID
- ・ 設置者氏名企業名、代表者名、郵便番号、設置者の住所及び設置者電話番号
- ・ 旧再エネ特措法4条1項に定める特定契約に基づく再生可能エネルギー電気の供給開始の有無
- ・ 発電設備の区分
- ・ 発電出力
- ・ 設備の所在地
- ・ 廃止の有無

(2) 本件対象文書

本件対象文書は、旧再エネ特措法6条2項の規定に基づき、福井県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県を設備の所在地として、同法が施行された平成24年7月1日以降平成27年7月29日までに設備認定され、かつ平成27年7月29日までに同法4条1項に定める特定契約に基づく再生可能エネルギー電気の供給が開始されている再生

可能エネルギー発電設備に係る特定事項が記載されたりリストである。

(3) 旧再エネ特措法に基づく制度の概要

旧再エネ特措法においては、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関し、その価格、期間等について特別の措置を講ずることにより、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進し、もって我が国の国際競争力の強化及び我が国産業の振興、地域の活性化、その他国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的としている。

旧再エネ特措法においては、同法に基づく価格と期間において、電力会社が買い取らなければならない再生可能エネルギー電気の発電設備を、経済産業大臣が認定することとなっている。具体的には、再生可能エネルギー発電設備を用いて発電しようとする者は、「再生可能エネルギー発電設備認定申請書」を管轄の各経済産業局へ提出し、同局が審査を行い、当該審査結果に基づき設備認定を行う。

3 原処分における処分庁の決定及びその理由

処分庁は、本件請求文書のうち、本件対象文書について、以下の法5条1号ないし2号イの不開示情報に該当する部分を除き、これを開示する旨の決定（原処分1ないし原処分4）を行った。

ア 不開示とした部分とその理由

(ア) 発電事業者が法人等の場合にあつては、設置者電話番号（ただし携帯電話番号に限る）については、当該法人等の構成員である担当者の情報であつて、法人等に関する情報であると同時に、構成員個人に関する情報である。これらの情報は、直接あるいは他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され得る情報であるうえ、これを公にすることにより、当該法人等において本来の目的以外の電話を受ける等して当該法人等の適正な業務の遂行に重大な支障が生ずるおそれがある情報であることから、法5条1号ないし2号イにより不開示とした（以下「本件不開示部分」という。）。

(イ) 発電事業者が個人の場合にあつては、郵便番号、設置者の住所及び設置者電話番号は、当該個人の生活の本拠に係る情報であるため、公にすることにより当該個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号により不開示とした。

(ウ) 発電事業者が個人であり、設置者の住所と設備の所在地が同一の場合には、設備の所在地市区町村、市区町村以降（設備の所在地市町村名の後の情報）についても、同様の理由により不開示とした。

(エ) なお、残りの部分については、平成29年8月31日までに開示決定等を行う予定であることについては、「開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）」（20150827公開近畿第1号、

平成27年8月27日)で既に決定・通知している内容を、改めて記載したもの。

4 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、開示請求者である審査請求人が、法4条1項に基づく本件開示請求に対し、平成28年4月15日付け20160407公開近畿第5号、平成28年12月26日付け20161220公開近畿第1号、平成29年3月29日付け20170224公開近畿第1号及び平成29年4月28日付け20170421公開近畿第11号をもって処分庁が行った原処分のうち、本件不開示部分について取消し(開示)を求めるとともに、本件開示請求の未決定分の速やかな開示を求めるといものである。

(2) 審査請求の理由(原処分1)

決定通知書記載の非開示理由は「発電事業者が法人等の場合にあつては、設置者電話番号(ただし携帯電話番号に限る)については、個人に関する情報であつて、直接あるいは他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別されうる情報であることから、法5条1号により不開示とした。」という。

しかし、携帯電話には法人契約もあり、発電事業者(設置者)が法人であれば、その携帯電話番号は法人契約であることが強く推認されるし、仮に個人契約であっても、法人発電事業者がその連絡先として「設置者電話番号」として申請記載した以上、その電話番号は個人に関する情報ではない。

以上より、本件処分のうち、法人発電事業者の携帯番号非開示は理由がなく、法人発電事業者で運転開始分については、全面公開されるべきである。

(3) 審査請求の理由(原処分2ないし原処分4)

決定通知書記載の非開示理由は「発電事業者が法人等の場合にあつては、設置者電話番号(ただし携帯電話番号に限る)については、当該法人等の構成員である担当者の情報であつて、法人等に関する情報であると同時に、構成員個人に関する情報である。これらの情報は、直接あるいは他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別されうる情報であるうえ、これを公にすることにより、当該法人等において本来の目的以外の電話を受ける等して当該法人等の適正な業務の遂行に重大な支障が生ずるおそれがある情報でもあることから、法5条1号ないし2号イにより不開示とした。」という。

先ず、同一の情報(本件では携帯電話番号)が個人情報にも法人(営業)情報にも該当するなどという主張は、法(法に限らず条例も含めた

情報公開制度)の不開示事由の趣旨目的を全く理解していないと言わざるを得ない。この主張自体、本件携帯電話番号が個人情報(法5条1号)でも法人(営業)情報(法5条2号)でもないことの証左である。

携帯電話の契約は個人でも法人でも可能であるところ、本件文書からは当該携帯電話の契約者の法人、個人の判別は不可能である。仮に法人の契約の場合、本件文書の携帯電話番号が公開されても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれなど無いし、仮に個人契約としても、本件文書に記載された趣旨目的からして、個人情報性(「個人に関する情報であって」)が無い。

正直なところ、法人発電事業者に関するこの携帯電話番号不開示は、法人事業家に関して全面開示はしたくない経済産業省の依怙地としか考えられない。情報公開法の原則公開の趣旨目的(法1条、法5条)に鑑み、このようなくだらない不開示理由にいちいち付きあわされるのにうんざりしている。

なお、本件請求は平成27年7月29日に為したものであり、既に一年半または2年も時を浪費している。そして、その原因は、個人発電事業者について設置者住所と設備所在地を突合するという、経済産業省が勝手に設定した開示準則(但し、情報公開法の趣旨目的からすれば無意味な準則である)に基づく無駄な作業なのである。つまり、経済産業省は、無意味な目的のために無駄な作業に時間を浪費し、以て国民の情報公開請求権を侵害しているのである。これは法10条及び11条の違反に他ならない。

5 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、発電事業者の電話番号(携帯電話番号)(本件不開示部分)について、携帯電話の契約は個人でも法人でも可能であるところ、仮に個人契約の場合は、本件文書に記載された趣旨目的からして個人情報性が無く、仮に法人契約の場合は、本件文書の携帯電話番号が公開されても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれなど無い旨を主張しているので、本件不開示部分が法5条1号ないし2号イに該当するか否かについて、以下、具体的に検討する。

また、各行政文書開示決定通知書では、「なお、残りの部分については平成29年8月31日までに開示決定等を行う予定。」と記載しているところ、処分庁は、個人発電事業者について設置者住所と設備所在地を突合するという無意味な目的のために無駄な作業に時間を浪費し、国民の情報公開請求権を侵害しており、法10条及び11条に違反している旨を主張しているので、本件において未開示決定等文書があることが法11条に違反しているかについても、併せて検討する。

(1) 本件不開示部分が法5条1号ないし2号イに該当することについて

本件対象文書は、旧再エネ特措法が施行された平成24年7月1日以降平成27年7月29日までに、福井県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県を設備の所在地として設備認定され、かつ平成27年7月29日までに旧再エネ特措法4条1項に定める特定契約に基づく再生可能エネルギー電気の供給が開始されている再生可能エネルギー発電設備の認定情報を掲載したものである。

発電事業者の電話番号（携帯電話番号）（本件不開示部分）は、申請手続きに係る補正連絡などを行うための連絡先として届出された情報であり、当該発電事業者の特定の担当者個人へ直接繋がる電話番号である可能性が高く、法人等の構成員に関する情報であると同時に特定の個人を識別することができ当該個人に関する情報であるうえ、一般に公表されていない電話番号である蓋然性が高く、これを公にすることにより、本来の目的以外の電話を受けるなどして、業務に重大な支障が生ずるなど、法的保護に値する蓋然性が高いものであり、法5条1号ないし2号イに該当するとして不開示とした原処分における判断は妥当である。

（2）法11条の適用について

本件請求文書は、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県を設備の所在地として設備認定された、再生可能エネルギー発電設備の「発電事業者が個人の場合を含む」認定情報を掲載したものである。

本件請求文書の対象となる再生可能エネルギー発電設備の認定設備は数十万件と著しく大量であることから、行政機関の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙、勤務日等の状況をも考慮した上で、最終的に当該開示請求に係る全ての行政文書についての開示決定等を終えることが可能であると見込まれる期限を通知しているものであり、開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合と認められることから、法11条に基づく特例延長を行っている。また、同条を適用する理由については、平成27年8月27日付け開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）によって審査請求人に通知しており、審査請求人に対し、本件設備リストのうち、相当の部分につき平成28年9月28日に開示決定等を行っている。法10条及び11条に違反するという審査請求人の主張はあたらない。

（3）結論

以上のとおり、本件審査請求については何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

6 原処分1に係る補充理由説明書

旧再エネ特措法6条2項の規定に基づき、福井県を設備の所在地として、

同法が施行された平成24年7月1日以降平成27年7月29日までに設備認定され、かつ平成27年7月29日までに同法4条1項に定める特定契約に基づく再生可能エネルギー電気の供給が開始されている再生可能エネルギー発電設備に係る特定事項が記載されたリストの不開示部分のうち、発電事業者が法人の場合の設置者電話番号（ただし携帯電話番号に限る）については、個人に関する情報であって、直接あるいは他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され得る情報であることから、法5条1号に該当するため不開示としたが、当該部分は、申請手続に係る補正連絡などを行うための連絡先として届出された情報であり、一般に公表されていない電話番号である蓋然性が高く、これを公にすることにより、本来の目的以外の電話を受けるなどして、業務に重大な支障を生ずるなど法的保護に値する蓋然性が高いものであることから、同条2号イの不開示事由を追加する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成28年9月13日 諮問の受理（平成28年（行情）諮問第580号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同月27日 審議（同上）
- ④ 同年10月17日 審査請求人から意見書1を收受（同上）
- ⑤ 平成29年6月13日 諮問の受理（平成29年（行情）諮問第243号）
- ⑥ 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ⑦ 同月26日 審議（同上）
- ⑧ 同年7月14日 審査請求人から意見書を收受（同上）
- ⑨ 同年8月31日 諮問の受理（平成29年（行情）諮問第355号及び同第356号）
- ⑩ 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ⑪ 同年10月10日 審議（同上）
- ⑫ 同月29日 審査請求人から意見書を收受（同上）
- ⑬ 同年11月30日 諮問庁から補充理由説明書を收受（平成28年（行情）諮問第580号）
- ⑭ 同年12月15日 審査請求人から意見書2を收受（同上）
- ⑮ 同月19日 本件対象文書の見分及び審議（平成28年（行情）諮問第580号，平成29年（行情）諮問第243号，同第355号及び同第356号）

- ⑯ 平成30年1月15日 平成28年（行情）諮問第580号，平成29年（行情）諮問第243号，同第355号及び同第356号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は，旧再エネ特措法6条2項の規定に基づき，福井県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県及び和歌山県を設備の所在地として，旧再エネ特措法が施行された平成24年7月1日から平成27年7月29日までに設備認定され，かつ同日までに旧再エネ特措法4条1項に定める特定契約に基づく再生可能エネルギー電気の供給が開始されている再生可能エネルギー発電設備に係る特定事項が記載されたリストであり，設備の所在地別にした文書1ないし文書4の4文書である。

審査請求人は，本件対象文書の不開示部分のうち，発電事業者が法人の場合の「設置者電話番号」の列にある電話番号（ただし携帯電話番号に限る。以下「法人携帯電話番号」という。）の開示を求めており，諮問庁は，当該不開示部分につき，法5条1号に該当するとして不開示とした決定（原処分1）については，同条1号及び2号イに該当するとしてなお不開示とすべきとしているほか，同条1号及び2号イに該当するとして不開示とした決定（原処分2ないし原処分4）については，これを維持すべきとしていることから，以下，本件対象文書の見分結果に基づき，当該不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 本件対象文書の不開示部分について，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求対象となった情報のうち，発電事業者が法人の場合の設置企業の名称，代表者名及び住所並びに発電設備の区分，出力及び所在地等については，旧再エネ特措法6条2項に基づく再生可能エネルギー発電設備認定の申請書に記入が求められる情報である。

これらの情報は，当該発電設備の運転開始前においては，設備を設置する土地が確保されていない可能性があることを含め，これを公にすることにより，当該法人の事業活動や設備投資計画等が明らかとなり，当該法人の競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあることから不開示とした。一方，当該発電設備の運転開始以降は，既に設備を設置する土地が確保されていること等から，当該法人の正当な利益を害するおそれはないと判断されること，また，既に公になっている蓋然性が高いと考えられる法人に関する情報であるため，当該法人の固定電話番号と併せ，開示することとした。

イ しかしながら、法人携帯電話番号については、上記申請書そのものではなく、当該申請の際に提出が求められる連絡票に記載された情報を集計したものであるところ、当該連絡票は、申請・届出内容に対し補正事項が生じた場合等に、処分庁から当該法人の申請担当者に連絡を行う際の連絡先の記入を求めるためのものにすぎず、当該連絡票のかかる性格からして、そこに記載された法人の担当者の携帯電話番号は当然に公にされているものとは考えられないことから不開示としたものである。

ウ なお、旧再エネ特措法は、本件開示請求日である平成27年7月29日より後の平成29年4月1日にその改正法が施行され、改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「新再エネ特措法」という。）9条5項及び同法施行規則7条には、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた事業者のうち出力が20キロワット未満の太陽光発電に係るものを除き、当該事業者（法人にあっては、その代表者）の氏名や発電設備の所在地等を公表することが明示されている。

(2) 諮問庁から、上記(1)の申請書及び連絡票並びに新旧の再エネ特措法及び同法施行規則の提示を受けて確認したところ、連絡票に記載が求められる法人事業者の電話番号は、担当者の連絡先とされていることが認められる。したがって、同連絡先が固定電話番号である場合には、これが既に公になっている蓋然性が高いと考えられること等を理由として、これを開示した原処分疑問なしとはしないが、同連絡先が携帯電話番号である場合につき、これを公にすることは当然に想定されているものではないとする諮問庁の上記(1)の説明に不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

(3) したがって、法人携帯電話番号は、これを公にすれば、当該担当者の通常業務における必要な連絡に支障を来すなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法5条2号イに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした原処分1並びに同条1号及び2号イに該当するとして不開示とした原処分2ないし原処分4については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条1号及び2号イに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条2号イに該当すると認められるので、同条1

号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

(別紙)

- 文書 1 旧再エネ特措法 6 条 2 項の規定に基づき、福井県を設備の所在地として、同法が施行された平成 24 年 7 月 1 日以降平成 27 年 7 月 29 日までに設備認定され、かつ平成 27 年 7 月 29 日までに同法 4 条 1 項に定める特定契約に基づく再生可能エネルギー電気の供給が開始されている再生可能エネルギー発電設備に係る特定事項が記載されたリスト
- 文書 2 旧再エネ特措法第 6 条 2 項の規定に基づき、京都府及び大阪府を設備の所在地として、同法が施行された平成 24 年 7 月 1 日以降平成 27 年 7 月 29 日までに設備認定され、かつ平成 27 年 7 月 29 日までに同法 4 条 1 項に定める特定契約に基づく再生可能エネルギー電気の供給が開始されている再生可能エネルギー発電設備に係る特定事項が記載されたリスト
- 文書 3 旧再エネ特措法第 6 条 2 項の規定に基づき、兵庫県を設備の所在地として、同法が施行された平成 24 年 7 月 1 日以降平成 27 年 7 月 29 日までに設備認定され、かつ平成 27 年 7 月 29 日までに同法 4 条 1 項に定める特定契約に基づく再生可能エネルギー電気の供給が開始されている再生可能エネルギー発電設備に係る特定事項が記載されたリスト
- 文書 4 旧再エネ特措法第 6 条 2 項の規定に基づき、奈良県及び和歌山県を設備の所在地として、同法が施行された平成 24 年 7 月 1 日以降平成 27 年 7 月 29 日までに設備認定され、かつ平成 27 年 7 月 29 日までに同法 4 条 1 項に定める特定契約に基づく再生可能エネルギー電気の供給が開始されている再生可能エネルギー発電設備に係る特定事項が記載されたリスト